

**桐生市庁舎建設基本計画策定及び基本設計業務委託
敷地測量業務特記仕様書**

1. 業務の目的

本業務は庁舎建設基本計画策定及び基本設計に必要な敷地測量及び敷地内に介在する
民有地の土地収用事業に必要な資料作成を実施するものとする。

2. 業務の実施

- (1) 業務の内容は用地測量（真北、磁北測定含む）とする。
- (2) 受託者は契約締結後下記の書類を提出し、直ちに測量作業に着手（打合せ又は現地踏
査）しなければならない。
 - ① 業務実施計画書
 - ② 業務着手届
 - ③ 業務工程表
 - ④ 管理技術者届
 - ⑤ その他、業務の履行に関し必要と認められる書類
- (3) 測量・設計・調査作業を適性かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は常に密接な
連絡をとり、作業の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその
都度受託者が記録し相互に確認する。
- (4) 受託者は、貸与品及び支給品について、その受払状況の管理を明らかにしておかな
なければならない。
- (5) 貸与資料の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ① 発注者は、業務に必要な関係資料を受託者に貸与するものとする。
 - ② 受託者は、貸与された関係資料の必要がなくなった場合直ちに受託者に返却する
ものとする。
 - ③ 受託者は、貸与された関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷し
た場合には、受託者の責任と費用負担において修復するものとする。
 - ④ 受託者は、守秘義務の必要な資料については複写してはならない。
- (6) 受託者は、作業の実施に当っては、関連する関係諸法令及び条例等を遵守しなければ
ならない。
- (7) 受託者は、作業の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (8) 群馬県測量・調査・設計業務必携を遵守すること。
- (9) 群馬県県土整備部用地調査等標準仕様書を準用すること。
- (10) 本特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに委託者・受託
者の協議により定めるものとする。

3. 成果品

受託者は、測量作業が完了したときは、下記に示す成果品を作業実施報告書とともに正副2部提出し検査を受けるものとする。

- (1) 横断図
- (2) 公図等転写図
- (3) 土地調査表、権利者調査表
- (4) 立会人名簿、立会依頼通知書
- (5) 土地境界立会確認書
- (6) 公共用地境界確定協議依頼等、公共用地境界確定書
- (7) 基準点成果表等
- (8) 杭設置箇所表示図
- (9) 用地実測図原図（1/250）、用地平面図（1/250）
- (10) 面積計算書
- (11) 土地調書
- (12) 登記用書類
地積測量図
土地地形図
土地現地調査報告書
- (13) 真北及び磁北測定結果
- (14) 既存建物の外構工作物（平面形状）
- (15) 既存樹木の位置、幹径、高さ
- (16) その他資料
- (17) 設計図書に関する電子データ